



第4章 計画の推進



第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理



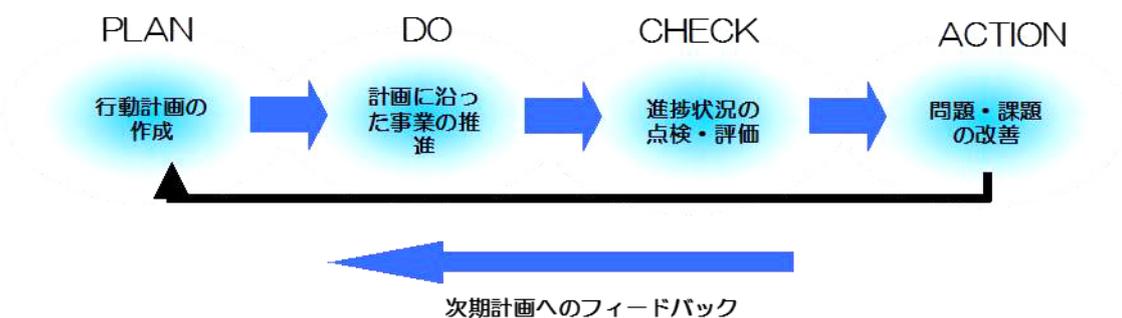
第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画の実現にあたっては、市教育委員会が、国・県の関係機関をはじめ、学校・家庭・地域社会・行政の密接な連携を図るとともに、それぞれが適切な役割と責任を果たすことを求めつつ、本計画に定める施策・事業の着実な推進を図ることとします。

第2節 計画の進行管理

本計画に掲げた施策を進めるにあたっては、実施状況について定期的に検証し、外部の有識者による点検・評価を行いながら、P D C A（計画－実施－評価－改善検討）サイクルマネジメントにより効率的な行政運営を目指していきます。



第5章 資料編



第1節 懇談会要項と委員名簿

第2節 策定経過



第5章 資料編

1 懇談会要項と委員名簿

(仮称) 第2期つくば市教育振興基本計画懇談会設置要項

(設置)

第1条 (仮称) 第2期つくば市教育振興基本計画の策定にあたり、教育に関する各方面の意見を反映させるため、(仮称) 第2期つくば市教育振興基本計画懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に必要な調査・研究に関すること。
- (3) その他計画策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 懇談会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちからつくば市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者
- (3) 学校長
- (4) 幼稚園長
- (5) 教育委員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、座長が招集し、議長となる。

- 2 懇談会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、教育局教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成27年7月9日から施行する。

	氏 名	所 属
座長	卯城 祐司	筑波大学教授
委員	樋口 直宏	筑波大学教授
委員	垣花 京子	筑波学院大学名誉教授
委員	米徳 康博	つくば市PTA連絡協議会会長
委員	軍司 絹子	大穂中学校PTA会長
副座長	倉田 廣之	つくば市学校長会会長
委員	島田 常	つくば市教育研究会会長
委員	岡野 和夫	つくば市学校長会副会長
委員	矢口 和子	つくば市学校長会副会長
委員	矢口 和美	竹園東幼稚園長
委員	岡野 光浩	つくば市教育局教育指導課長

2 策定経過

年月日	内容
平成27年9月16日	第1回(仮称)第2期つくば市教育振興基本計画懇談会
平成27年12月8日 ～12月18日	(仮称)第2期つくば市教育振興基本計画アンケート
平成28年2月4日	第2回(仮称)第2期つくば市教育振興基本計画懇談会 これ以後、『第2期つくば市教育プラン』という
平成28年4月8日	第3回(仮称)第2期つくば市教育振興基本計画懇談会
平成28年5月23日	教育委員会(パブリックコメント実施について)
平成28年6月3日 ～7月2日	パブリックコメントの実施
平成28年8月2日	第4回(仮称)第2期つくば市教育振興基本計画懇談会
平成28年8月22日	教育委員会において決定